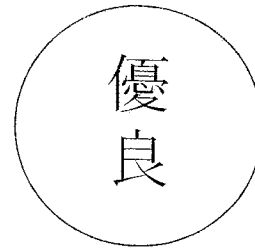


産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 広島県廿日市市木材港北5番20号
氏名 株式会社 シンテツ
代表取締役 河野 哲也

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎 英彦

許可の年月日 平成29年3月27日
許可の有効年月日 平成36年3月26日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず、鋳さい、がれき類及びばいじん（これらのうち廃プリント配線板、廃ブラウン管、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、鉛蓄電池の電極、自動車等破砕物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年3月27日 更新許可（優良認定）
平成29年11月8日 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を明記

5. 積替え許可の有無 無

市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号 3200099574

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県廿日市市木材港北5番20号

名称 株式会社 シンテツ

代表取締役 河野 哲也

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

島根県知事 溝口 善兵衛

許可の年月日 平成30年3月16日

許可の有効期限 平成37年2月27日

1. 事業の範囲

事業の区分 積替え・保管行為を含まない 以下余白

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目、自動車等破砕物又は鉛蓄電池の電極を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん 以上14品目、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

特記事項なし

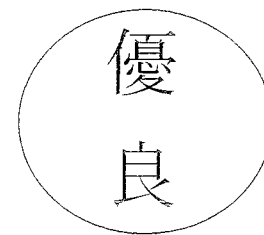
4. 許可の更新又は変更の状況

- (1)平成15年2月28日新規許可
- (2)平成20年3月5日更新許可
- (3)平成25年3月1日更新許可
- (4)平成30年3月16日更新許可

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 広島県廿日市市木材港北5番20号
氏名 株式会社シンテツ
代表取締役 河野哲也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政

許可の年月日 平成29年11月26日

許可の有効年月日 平成36年11月25日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん(これらは、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上14種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年11月 8日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県廿日市市木材港北5番20号
名称 株式会社シンテツ
代表取締役 河野 哲也

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太

許可の年月日 平成30年5月21日

許可の有効年月日 平成37年5月15日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 無
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 14種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年5月16日 新規許可
平成30年5月21日 更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有

取り扱う産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類	取り扱う産業廃棄物の種類		積替え・保管の有無	無
			積替え・保管を行う産業廃棄物の種類	
	取扱う品目	限定がある場合 その内容	取扱う品目	限定がある場合 その内容
1	燃え殻	○	—	
2	汚泥	○	—	
3	廃油	○	—	
4	廃酸	○	—	
5	廃アルカリ	—	—	
6	廃プラスチック類	○	—	
	自動車等破砕物	—	—	
7	紙くず	○	—	
8	木くず	○	—	
9	繊維くず	○	—	
10	動植物性残さ	—	—	
11	動物系固形不要物	—	—	
12	ゴムくず	○	—	
13	金属くず	○	—	
	自動車等破砕物	—	—	
14	ガラスくず等	○	—	
	自動車等破砕物	—	—	
15	鋳さい	○	—	
16	がれき類	○	—	
17	動物のふん尿	—	—	
18	動物の死体	—	—	
19	ばいじん	○	—	
20	産業廃棄物処理物	—	—	
21	輸入廃棄物	—	—	

	取り扱う産業廃棄物	積替え・保管を行う産業廃棄物
石綿含有産業廃棄物が含まれるかどうか	含む	—
水銀使用製品産業廃棄物が含まれるかどうか	含む	—
水銀含有ばいじん等が含まれるかどうか	含まない	—

(備考)・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「—」は取扱うことができないものを示す。
 ・ガラスくず等とは、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くずのこと。
 ・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。